

いのちの最前線に立つ看護師等の安全な就業環境の早急な実現を求める決議

我が国はいま国民を挙げて、重篤な肺炎を引き起こす新たなウィルス感染症の拡大を防止するため闘っています。未だ一定の国内流行が続き、都市部を中心に重篤化する患者数も伸びていることから、妊婦や高齢者等重篤化リスクの高い方々を保護する観点でも、各地で、より早く感染者を特定し適切なケアにつなげる必要があります。その上ではとくに、医療現場における中重度感染症患者への集中治療体制を整えることが急務となっています。

現在、一般病床を有する病院のうち半数が療養病床を併設しており、一般病床の利用率は7割を超えていています。このため各地域において一定の間、平常時より一段高度な呼吸管理体制を整えるには、新型コロナウィルス（nCOV19）感染症患者の治療を行う施設に、当該業務に精通する医療職を確保配置し、そこで安全に業務が遂行されるよう就業環境を公的・広域的に支援することが不可欠です。

当該感染症の経過等については知見が乏しく病態変化を予測しにくいこと、エアロゾル感染による施設内での感染拡大リスクが高く心理的負荷が重いこと、不当な差別や家族への中傷・家族との隔絶など平素以上に過酷な環境の中で、看護師等には他に代替えのできない専門的な任務の遂行が求められています。

こうした現状を鑑み、本議連は、いのちの最前線に立つ看護師等の安全な就業環境の早急な実現を求め、下記の決議をいたします。

記

1. nCOV19 感染症対策にあたる看護師等の保健医療福祉従事者への安全衛生確保措置の徹底

1) nCOV19 感染症患者ケア従事者用 PPE（個人防護具）及び消毒液等の医療物資の確保・供給

医療従事者の感染制御に必要なマスク、ゴーグル、ガウン等の個人防護具や消毒用エタノール等の医療物資を適切に確保し、都道府県等と連携して医療機関等へ安定供給すること。

2) 中重度 nCOV19 感染症患者の診療等に従事する看護職員の確保・配置に関する広域調整支援

急性期集中治療に精通した看護師等が、一定の間、nCOV 感染症患者の診療を行う医療施設等において勤務することが可能となるよう必要な人員を確保し、都道府県等と連携して適正な身分を保障した上で、広域的に配置調整する仕組みを整え、適正に運用すること。

3) nCOV 感染症対策に従事する看護師等の就業基盤強化等事業の実施

保健医療機関等において nCOV 感染症対策にあたる看護職員等が就業を継続するために必要な通勤・宿所提供的等の補助及び保育・介護等の家族支援を行うこと。また感染リスクの高い労働環境下での長時間勤務に係る心身負荷等を勘案した技術評価等の特段の上乗せを行うこと。

2 . 訪問看護師等による在宅療養児者及び障害児者のオンラインカウンセリング等補助事業の実施

訪問看護師や学校ナース等が自治体や学校等と連携し、疾病や障害等によって自宅療養している方やご家族から電話やオンライン通信機器等を用いて相談等を受け、在宅療養児の不安軽減や病状等の悪化防止のために必要な助言や指導等を行うこと。

3 . 看護師等医療従事者の業務を間接的に支援するケアサポート人材の配置・活用

近隣地域内の各分野等の協力を得て、物品調達、クリーニング、清掃、検体採取・梱包・搬送、患者移送、食事の調達、学童保育その他様々なケア周辺業務について、近隣地域内の各分野等の協力を得て円滑に支援できること。

4 . 看護師等保健医療福祉従事者に対する抗体保有率モニタリングと健康管理の徹底

保健医療福祉関係者については早急に抗体検査等の疫学調査を始めることとし、一定集団毎の抗体保有状況を定期的に把握した上で、次期感染流行期に備えた人員配置等の感染制御計画や必要物品の備蓄戦略等を策定すること。

5 . 新興・再興感染症の感染制御に係る看護師等の高度専門的な実践人材の登用・配置

新興・再興感染症対策に関する国内外の知見を集積し、最も効果的に感染制御するために必要な対策を講じると共に、流行発生時の体制整備や保健医療福祉関係者の役割配分、国民への注意喚起及び適切なリスクコミュニケーションを行う高度専門人材を登用し、然るべき部署に常時配置すること。

6 . 医療関係職種等の学校養成所等における運営及び受験資格に係る臨時特例の取り扱い措置

nCOV19 感染症の影響によって実習中止、休講等の生じた学校養成所等における実習代替え措置が、実情に応じてより柔軟に実施されるよう臨時特例の取り扱いを可能とすること。それにより、学生等が所定の修学期間に必要な知識及び技能を修得できるよう必要な支援を行うこと。

以上

令和2年4月30日

自由民主党看護問題対策議員連盟

会長 伊吹文明